

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

子ども家庭福祉分野における
家族支援のあり方に関する総合的研究

平成 18 年度 総括研究報告書

主任研究者 高橋 重宏

平成 19(2007)年 3 月

目 次

I. 平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金 総括研究報告書	1
研究要旨	
研究協力者	
A. 研究の目的	1
B. 研究の方法	2
C. 研究結果	3
1. 講習会の検討	
2. 児童相談機関向け講習会	
3. 児童相談所向け研修会	
4. 全国調査	
D. 考察	4
E. おわりに	4
F. 研究発表等	5
G. 資料	
調査票	8
講習会におけるブレインストーミング	9
K 県における講習会資料	15
講習会にて使用したビデオ	23
平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）研究計画	35
II. 平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金 総合研究報告書	45
研究要旨	
研究協力者	
A. 研究の目的	46
B. 研究の方法	46
C. 研究結果	47
1. 講習会の検討	
2. 児童相談機関向け講習会	
3. 児童相談所向け研修会	
4. 全国調査	
D. 考察	48
E. おわりに	48
F. 研究発表	48

総括研究報告書

子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究

主任研究者 高橋重宏（日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭福祉研究部 部長）

研究要旨

本年度はプロジェクト研究として次年度以降の計画策定の段階にある。日本における家族再統合に有効な援助枠組みを構築するため、世界的に活用がなされているファミリーグループカンファレンスについて、その有効性と日本での具体的な活用方法、および研修プログラム等について研究計画を作成した。研究班には、子ども家庭福祉領域の研究者だけでなく、厚生労働省専門官、現場の実践者、心理・精神医学領域の研究者等が参加した。

神奈川県 の 3 児童相談所に研修会ご協力いただき、4 回のべ約 100 名の現場実践者の参画者を得、ファミリーグループカンファレンスを理解してもらうと共に、現場における適用可能性について議論した。それらを踏まえ、全国の児童福祉司にも文献による周知と調査を行い、地域や専門職任用等の事情を踏まえた検討を行った。

ファミリーグループカンファレンスには、親族・コミュニティといったインフォーマルな資源を取り込みながら、子どもや家族の主体性を反映できることから、現状では特に家族再統合や自立といった局面で、関係性構築が期待できると考えられる。

次年度以降は、国内で親子支援班を立ち上げて、家族支援に関して先行している神奈川県の児童相談所のご協力を得て、具体的に手法を取り入れて検討し、さらに諸外国における先行事例も含めて、日本の現状や法体系など踏まえ、親族や地域の資源といったインフォーマルな資源を生かしながら、実践モデル及びアプローチの開発、必要な実施・研修体制についての提言を行い、日本に有用なファミリーグループカンファレンスのあり方を検討したい。

研究協力者

林浩康（東洋大学ライフデザイン学部）
有村大士（日本社会事業大学大学院）
伊藤嘉余子（埼玉大学教育学部）
岡本正子（大阪教育大学教育学部）
小野善郎（和歌山県子ども・障害者総合センター）
加藤純（ルーテル学院大学総合人間学部）
加藤芳明（神奈川県厚木児童相談所）
才村純（日本子ども家庭総合研究所）
佐久間てる美（神奈川県相模原児童相談所）
佐々木政人（愛知淑徳大学医療福祉学部）
澁谷昌史（日本子ども家庭総合研究所）
妹尾浩之（神奈川県子ども家庭課）
中谷茂一（聖学院大学）
本間博彰（宮城県子ども総合センター）
山縣文治（大阪市立大学大学院生活科学研究科）

A.研究の目的

1990年代に入り児童虐待の問題が表面化し、社会的問題と認知されて久しい。これまで、日本の児童相談は児童虐待に対して、被虐待児童の保護、そしてリスクアセスメントに重点を置いた援助を行ってきた。しかし、高度経済成長以降の家族規模の縮小、地域コミュニティの弱体化などの現状を受け、近年では、子どもの保護・ケアだけでなく、子どもが家族再統合後に帰る家族、特に親への支援が重要視されるようになってきた。具体的には親へのペアレンティング教育を行ったり、家族再統合を主眼とした親子支援班等を立ち上げるといった試みが行われてきた。また、児童虐待防止ネットワークが要保護児童地域対策協議会として法制化され、さらに市町村が児童相談の一義的な窓口として位置づけられるなどの法制度の変化もあった。しかしながら現状として、児童相談所は初期対応に追われ、十分に家族再統合に時間を割いている現状とは言えないであろう。また、家族再統合を行うにあたっては、家族が親族や地域と関係が希薄で、そのままでは専門機関との連携はあっても地域や親族とのよりよい関係性が築ける事例は少ない。

本研究では、改正児童虐待防止法4条5号に規定される調査研究の一環として、ファミリーブリザベーションの達成のために、虐待が発生した家族について、親族や地域の資源といったインフォーマルな資源を生かしながら、実践モデル及びアプローチの開発、必要な実施・研修体制についての提言を行うことを目的とし、次年度に向けての研究計画を作成する。また、計画には実施にあたっての児童相談所及び児童福祉施設における家族再統合のための実践モデル及び必要な実施体制の検討も盛り込む。

B.研究の方法

本研究は、プロジェクト提案型研究であり、来年度以降の研究計画を練るために、具体的に日本でどの部分で有用性があるのかどうかを検討することを主眼とした。特に、家族や

コミュニティを取り込むという部分では、それぞれの家族、地域の持つ「文化」を取り扱う必要があった。また、日本の法制度への適応も考慮しながら議論を進めてきた。

研究対象としたファミリーグループカンファレンスは、ニュージーランドでマオリ族等の原住民族のコミュニティを重視した意思決定方法の手段として開発され、オセアニア地区を始め、北米のアメリカ、カナダ、イギリスなどで採用され、実績を上げつつある方法で、国際的に検討されている手法である。ファミリーグループカンファレンスでは、子どもを含めた家族にどのような援助を行っていくかという意思決定について、地域によって具体的な落とし込み方には違いはあるものの、基本的に親族や、コミュニティを含め、その子どもの問題に対してどのようにアプローチしていくのかを話し合い、司法、児童相談機関といった専門機関だけでなく、父母以外の親族や近隣コミュニティも必要に応じて参画した主体的な援助計画を策定する技法である。海外の先行事例では、親族や地域コミュニティの関係が希薄な、ニューヨークなどの大都市でも採用され、具体的なノウハウが積み重ねられており、わが国にも有意義な援助技法になると思われる。¹⁾

研究協力者として、子ども家庭福祉領域の研究者だけでなく、厚生労働省専門官、現場の実践者、心理・精神医学領域の研究者等の参加を仰ぎ、幅の広い研究班体制をとった。研究者の中には、ファミリーグループカンファレンスにおける先進国であるニュージーランドで実際に手法を学んできた研究者も含まれている。

当初はワーキンググループを中心として、児童福祉司に向けての研修会等を企画・実施した。具体的には神奈川県内の3児童相談所にご協力をお願いし、現場の児童福祉司に対して、ビデオと講義、書籍により、ファミリーグループカンファレンスを周知すると共に、エキスパートから見てファミリーグループカンファレンスが援助過程のどの時期に、どういう援助を行うと有効かということについて議論を行なった。日本子ども家庭総合研究所で1回、

加えて3児童相談所でそれぞれ1回ずつ、計4回の講習会を開催し、合計約100名の参加、およびアンケートにより意見を得た。

これらの研修および書籍によるファミリーグループカンファレンスの情報提供の後、全国の児童福祉司を対象として悉皆調査を行な

い、ファミリーグループカンファレンスの特徴的な部分となっている家族・親族・近隣の参画などの有効性について、意識調査を行なった。

最終的に、事務局にて研究計画を作成し、研究会にて検討した。

日次	内容・目的
第1回研究会 6月26日	内容・目的：研究計画策定までの本年度の研究方法を検討、策定。
児童相談機関向け講習会 7月29日	内容：ワーキンググループを中心とした検討。実際に児童相談現場での実践者、研究者を交えての講習会。 目的：FGCの周知、実践者を交えての検討
第2回研究会 9月25日	内容・目的：上記講習会における現場の実践者を交えての検討結果を踏まえ、FGCの日本での適用可能性と研究計画策定までの講習会のあり方について検討。
児童相談所向け講習会 11月21日 12月1日 12月4日	内容：K県の3児童相談所にて、意見交換も含めた講習会を開催。実際にFGCが有効活用できるケースについて、具体的に検討を行う。 目的：FGCの周知、実践者を交えての検討
アンケート調査 11月～1月	内容：FGCの家族、親族、近隣を援助の枠組みに取り込むことについての調査。 目的：児童福祉司へファミリーグループカンファレンスの特徴とも言える、家族、親族、地域などのインフォーマルな資源を資源の枠組みに取り込むことについての意識を全国規模で把握

C. 研究結果

1. 講習会の検討①

研修会を検討するにあたって、まずファミリーグループカンファレンスという手法を知らなければ、想定するイメージが異なることとなり、議論は行なえないことが指摘されたため、まずファミリーグループカンファレンスの根底に流れる、当事者の参画、および家族・親族・近隣の参画などの方法を中心に、実際のファミリーグループカンファレンスを模したビデオを和訳し、適宜映像を使った講義を行なうこととした。

その講義を踏まえ、それぞれが感じた意見を箇条書きにし、グループ討議を行ない、質疑応答、および議論を行ない、最後に、研究会をとおしてのファミリーグループカンファレンスの有効性や協力についてのアンケート調査を行なうこととした。

2. 児童相談機関向け講習会

検討①の結果を踏まえ、講習会を試行した。講習会には、研究班内の人を含め28名の参加があった。アンケートの回答をみると、19名が回答し、その内訳は、「市町村」4名、「児童相談所」9名、「児童福祉施設」2名、「大学／研究機関」3名、「大学院／大学院生」1名という内訳であった。講習会での講義は、ビデオ²⁾を使用した講義³⁾形式で行った。

講習会後のアンケート結果では、参考になったとの回答が100%で、その中でも88.9%の参加者が「とても参考になった」と回答した。さらに、ファミリーグループカンファレンスの必要性に関しては、「必要である」、および「まあまあ必要である」との回答は100%となっており、意志決定への家族やコミュニティの参画は有効と捉えられた。

また、有効な局面について、特に有効だという回答が多いのは、「施設退所時」83.2%、「子どもの自立」の局面が58.8%、「ケースの終

了時」58.1%であり、子どもを保護する、あるいは保護が継続している局面より、家族再統合を前提としてその枠組み作りを行う局面に有用と捉えられることが分かった。しかしながら、もう一方で、親は子どもが帰ってくる、という動機付がないとファミリーグループカンファレンスの適用も難しいという側面もあり、法的な関与や警察等の参画、および地域の資源の多様化により、有効活用できる局面は広がるものと予想された。

3. 児童相談所向け研修会

K県の児童相談所3ヶ所にて、約100名の児童相談所職員へ講習会を行なった。

講義形式で話をした後、先述のビデオを見た後、質疑応答を行なった。

4. 全国調査

全国の児童相談所児童福祉司向けのアンケート調査では、ファミリーグループカンファレンスを有効であると思うと回答しているのは、656(57.5%)であった。(表1)

また、児童相談所への導入可能性については、半数が「わからない」と回答しているものの、「わからない」を除くと、311名(61.8%)が導入可能であると考えることが分かった。(表2)

さらに、有効な局面については、施設や一時保護所退所時、およびケース終了時などに有効性が高いと回答されていた。(表3)

有効性と導入可能性について、ファミリーグループカンファレンスの学習機会の有無との関連を調べてみると、有効性があると考えている児童福祉司は、学習機会がない児童福祉司では520名(54.7%)であるのと比較して、学習機会があった児童福祉司は136名(81.0%)と高率となった。(表4)また、導入可能性についても、学習機会がない児童福祉司では、220名(22.5%)が「はい」と回答しているのに対して、学習機会があった児童福祉司では、91名(53.5%)が「はい」と回答していた。学習機会があれば、ファミリーグループカンファレンスの有効性や導入について、肯定的に捉えられることが分かった。

D. 考察

本年度はプロジェクト研究として次年度以降の計画策定の段階にある。日本における家族再統合に有効な援助枠組みを構築するため、世界的に活用がなされているファミリーグループカンファレンスについて、その有効性と日本での具体的な活用方法、および研修プログラム等について研究計画を作成した。

ファミリーグループカンファレンスには、親族・コミュニティといったインフォーマルな資源を取り込みながら、子どもや家族の主体性を反映できることから、現状では特に家族再統合や自立といった局面で、関係性構築が期待できると考えられる。

次年度以降は、国内で親子支援班を立ち上げて、家族支援に関して先行している神奈川県、あるいは他の児童相談所のご協力を得て、具体的に手法を取り入れて検討する。さらに諸外国における先行事例も含めて、日本の現状や法体系など踏まえ、親族や地域の資源といったインフォーマルな資源を生かしながら、実践モデル及びアプローチの開発、必要な実施・研修体制についての提言を行い、日本に有用なファミリーグループカンファレンスのあり方を検討したい。

E. おわりに

児童相談所をはじめとする実践現場では、家族再統合が進められているが、全体的な援助のフレームワークとして、ファミリーグループカンファレンスは普遍的な援助枠組みを提供できる。具体的には、児童相談所の児童福祉司、および児童養護施設のファミリーソーシャルワーカーが家族への援助を行う枠組みとして有効性が期待できる。

また、親族、コミュニティの資源を最大限活用することにより、児童相談所をはじめとする多忙な援助機関が必ずしも常に関われる状況にない中で、より有効な援助枠組みが構築できると思われる。加えて、援助プログラムのフレームワークには、精神医学的側面からの援助や、心理療法やペアレンティングなどの幅広い技法や援助も有機的に組み入れられ

る。さらには、在宅支援体制の充実は、財政面でも児童保護負担金の軽減にもつながると予想される。また家族を支える親族やコミュニティの主体性も醸成できる。

家族再統合の援助プログラムとして、児童福祉司、および児童相談所長等の研修等に取り入れていくことも有効だと考えられる。

F.研究発表

①論文発表

なし

②学会発表

なし

-
- 1) 高橋重宏監訳 (2005) 「ファミリー・グループ・カンファレンス」 有斐閣
 - 2) ビデオは4本使用し、そのうち「性的虐待の事例 (ニュージーランド)」「ネグレクトの事例 (ニュージーランド)」については、本報告書資料に掲載した。
 - 3) 講義資料は、本報告書資料に掲載した。

表1. あなたは、ファミリーグループカンファレンスは有効だと思いますか

		度数	%	有効%	累積%
有効	はい	659	52.9	57.5	57.5
	いいえ	38	3.0	3.3	60.8
	わからない	450	36.1	39.2	100.0
	合計	1147	92.1	100.0	
欠損値	システム欠損値	99	7.9		
合計		1246	100.0		

表2. あなたは、あなたの所属する児童相談所において、今後ファミリーグループカンファレンスのような取り組みが導入可能だと思いますか

		度数	%	有効%	累積%
有効	はい	311	25.0	61.8	61.8
	いいえ	192	15.4	38.2	100.0
	合計	503	40.4	100.0	
欠損値	わからない	649	52.1		
	システム欠損値	94	7.5		
	合計	743	59.6		
合計		1246	100.0		

表3. ファミリーグループカンファレンスの有効性

局面	低い		やや低い		どちらとも いえない		やや高い		高い		合計	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
児童相談所が関わるまで達していない見守り時	137	21.1	92	14.2	101	15.5	147	22.6	173	26.6	650	100.0
要保護児童対策地域協議会等ネットワーク活用時	73	11.3	100	15.5	144	22.4	180	28.0	147	22.8	644	100.0
ケースの受理・調査時	159	24.9	178	27.9	161	25.2	89	13.9	52	8.1	639	100.0
継続指導、児童福祉司指導時	20	3.1	67	10.3	190	29.3	243	37.5	128	19.8	648	100.0
一時保護所入所時	121	19.0	171	26.8	173	27.1	113	17.7	60	9.4	638	100.0
一時保護所退所時	24	3.7	47	7.3	139	21.5	259	40.1	177	27.4	646	100.0
施設入所時	93	14.6	163	25.5	176	27.5	120	18.8	87	13.6	639	100.0
施設退所時	6	0.9	16	2.4	91	13.9	269	41.1	272	41.6	654	100.0
ケースの終了時	24	3.7	64	10.0	141	21.9	211	32.8	203	31.6	643	100.0
子どもの自立時	44	6.9	66	10.3	181	28.4	183	28.7	164	25.7	638	100.0
局面が変わるごとに何度でも	37	6.8	57	10.5	219	40.3	133	24.5	97	17.9	543	100.0

表4. その他の有効活用できる局面

18才以上20才未満ケースの援助。
いつでも、当事者がそれに近い人が、今が危機的状況と考え、切迫した思いを持ったときに有力。
ケース移管時、引継ぎ時。
どの場面でも有効ではあるが、現状では人的ゆとりがないので、実行は不可能と思う。
家裁の決定後。
関係者が情報を確認、役割を確認する局面。
局面が変わらなくとも定期的に（ケースの内容により、1カ月に1回、半年に1回など2年くらいの期間）。
施設に子供が慣れ、親も少し安定した頃。
施設入所中
児童・保護者から具体的な訴えがあった時。
初期の段階から「親族・関係者への（話しあい連絡）が当然」という形になってほしい。
職権保護。28条申立に際して。
相談所がSOSを発した時。
通告時から検討すべきです。

福祉司の適正な判断と方針に基づき例えば8以降をにらんで少なくとも3の段階から準備構築することが望ましい。

保護者がヘルプした時。
保護者入院、死亡時等、保護者に変化のある時。
要保護児童のライフステージが変わる時（就学、受験、就職など）。

表3. あなたは、これまでに、ファミリーグループカンファレンスについて学習する機会がありましたか

		度数	%	有効%	累積%
有効	はい	172	13.8	14.9	14.9
	いいえ	984	79.0	85.1	100.0
	合計	1156	92.8	100.0	
欠損値	システム欠損値	90	7.2		
合計		1246	100.0		

表4. 「ファミリーグループカンファレンスの有効性」と「学習機会」のクロス集計表***

		学習機会		合計	
		はい	いいえ	はい	
有効性	はい	度数	136	520	656
		行の %	81.0	54.7	58.6
	いいえ	度数	3	34	37
		行の %	1.8	3.6	3.3
	わからない	度数	29	397	426
		行の %	17.3	41.7	38.1
合計		度数	168	951	1119
		行の %	100.0	100.0	100.0

表5. 「ファミリーグループカンファレンス導入の可能性」と「学習機会」のクロス集計表***

		学習機会		合計	
		はい	いいえ	はい	
導入可能性	はい	度数	91	220	311
		行の %	53.5	22.5	27.1
	いいえ	度数	21	171	192
		行の %	12.4	17.5	16.7
	わからない	度数	58	588	646
		行の %	34.1	60.1	56.2
合計		度数	170	979	1149
		行の %	100.0	100.0	100.0

ファミリーグループカンファレンスの有効性に関する調査

本調査票は、平成18年度の厚生労働科学研究 政策科学推進研究事業「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究」(主任研究者:高橋 重宏)についてのものです。我が国では、要保護児童対策地域協議会が法制度化されるなど、地域や他機関との連携が求められております。本研究では、ニュージーランドで開発され、その後オセアニア地区だけでなく、カナダ、アメリカ、イギリス等でも採用され、世界的に新しいファミリーソーシャルワークの実践モデルとなっているファミリーグループカンファレンスについて、日本での有効性と具体的な実施方法について探るものです。

ファミリーグループカンファレンスは、専門機関が一方的に対応を考えるだけでなく、家族、親族、そして地域の機関や親しい近隣住民等が参加して、子どもが家庭で暮らす、あるいは子どもを家庭に帰す枠組みを話し合うというシステムです。

詳しくは、調査票と共に各所に1冊ずつお送りさせていただきました本「ファミリーグループカンファレンス」(有斐閣)に詳細が書いてありますので、ご参照下さい。

お忙しい中とは存じますが、以下の設問に回答ください。

問1. あなたは、ファミリーグループカンファレンス(専門機関が一方的に対応を考えるだけでなく、

家族、親族、そして地域の機関や親しい近隣住民等が参加して、子どもが家庭で暮らす、あるいは子どもを家庭に帰す枠組みを話し合うというシステム)は有効であると思いますか(ひとつに○;「ケース・バイ・ケースである」という場合には「はい」にご回答ください)。

1 はい 2 いいえ 3 わからない
↓

問2. 前設問で「1 はい」と回答された方におうかがいします。あなたは、児童相談所や市町村の担当者だけでなく、家族、親族、そして地域の機関や親しい近隣住民等が参画して、子どもや家族へのサービスの枠組みを話し合う場合、いつの時点が有効だと思いますか(各項目における適用可能性について、あてはまる番号に○)。

	低い	高い
1.児童相談所が関わるまで達していない見守り時	適用可能性 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5	
2.要保護児童対策地域協議会等ネットワーク活用時	適用可能性 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5	
3.ケースの受理・調査時	適用可能性 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5	
4.継続指導、児童福祉司指導時	適用可能性 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5	
5.一時保護所入所時	適用可能性 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5	
6.一時保護所退所時	適用可能性 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5	
7.施設入所時	適用可能性 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5	
8.施設退所時	適用可能性 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5	
9.ケースの終了時	適用可能性 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5	
10.子どもの自立時	適用可能性 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5	
11.局面が変わるごとに何度でも	適用可能性 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5	
12.その他有効と思われる局面 ()		

問3. あなたは、あなたの所属する児童相談所において、今後ファミリーグループカンファレンスのような取り組みが導入可能であると思いますか。(ひとつに○)

1 はい 2 いいえ 3 わからない

問4. あなたは、これまでに、ファミリーグループカンファレンスについて学習する機会がありましたか。(ひとつに○)

1 はい 2 いいえ

お忙しいところご回答いただき誠にありがとうございました。こころより感謝申し上げます。

講習会におけるブレインストーミング

何で親族会議が消えていったのか？

家族・親族の招集の範囲はどうするのか？

"家族"の範囲(当事者のうちひとりでもよいか)

専門職が少ない

当事者の専門性の重要性

フェルトニーズ(家族)
↑
↓
ノーマティブニーズ(ソーシャルワーカー)
←コーディネーター

意思決定がうまく制度・文化にからむ工夫(↑理念だけでも、当事者参画という事で日本に役立つのでは)

家族
↑
↓
家庭⇒強化

家族の中にキーマンがいる⇒家庭機能の強化(家族(一族)自体の健康度)

ソーシャルワーカーとコーディネーターが違って設定されている事を生かせないか

現状の日本でも対立と受けとめで役割を分けている例があるそれを発展させていけないか

親族のネットワークづくり

今までのサービスにないニッチに対して家族支援(意思決定)の方法の一つとして提示できる少なくともこういうサービスがあるということを知ってもらえれば、選択肢にもなりえるのでは

家族間のつながりがそれぞれの人、条件で違う⇒一括りにはできない

日本でも文化的側面の配慮は必要なのは

英・米大きさは小さくなるのか？

対応できるものとできないものとの対立

施設退所計画

在宅指導

日本に導入するならどの機関で誰が担当するのか

児相のミッションとしての安全確認
→安全が保たれるケースのselect
et. 施設入所ケース

第三者機関(含むcourt)の果たす役割の違い

交通費

資源が少ない
etc. 児童精神科医

人格障害
精神障害の問題

家族の意思決定の揺らぎへの対応
ex. 調子に波がある

親の孤立化
インフォーマルネットワークをどう再構築するか

親族間の対立に歴史がある場合
ex. 集まらない・険悪になる

世代間連鎖の修羅場(家族にまつわる問題)

家族の恥を隠そうとしないか

個人情報保護法との関係で、誰れの許可がいるのか？

制度

アメリカの場合、ファシリテーターの役割がどのように有効に働くのか、コーディネーターとの違い？

アメリカの場合、親族が養育する場合の財政支援サポート体制は？

アメリカの場合、なぜFGCに回答を求めるようになったのか、財政的？個人主義の国がそうなったのか？

FGCの導入に至るシステムが整わなければ、保護者の合意や親族の参加、前向きな話し合いが持てないのではないか。

FGCを導入するには今の日本では法的しほりがなければやれない

法的なシステムに組み入れた中での実施

専門家（機関）間での意見の違いをどうするか？

否定的意見

※会議への出席を拒否した場合のペナルティはあるのか。多くのケースは近隣・親戚とは疎遠険悪な関係に有り、出席が期待できないのではないかと？

日本の場合、親族との関係が切れていたり、葛藤から、関係が持てない、また拒否してしまうのではないかと。

わが国では親族が集って何か結論を出すというような作業には慣れていない、みんなが黙り込むか、互いの非難・中傷で終わってしまうのではないかと？

わが国では個が確立されておらず、自己主張できない、又、自己主張すれば、排斥される、よって、前向きの議論が困難。

親族の関与も含め、自己解決能力のあるケースは兎相に来ないのでは、（既に解決できているはず）

国民性（国情）の違いわが国では血縁の拘泥強く一つ間違えうと、憎しみの関係になり、前向きな話し合いにならない、又、会議に集ってもらえない、

家族が問題を解決していく力のある人を集められれば、それですでに問題は解決されてしまうのではないかと？

課題

家族親族関係が崩れ、孤立している場合が多いので、仮に開催できたとしても、子どもの問題にすぐに焦点をあてるのは難しいのではないかと？

コアな当事者間の意向（プライバシー）をどこまで尊重できるか。

その他

対象の保護者は周囲との関係がとれず、孤立状態にある場合がある、むしろ子育てを社会が支援するという考え方を保護者にわかりやすく納得してもらうためには、妊娠期からの支えられ感等、虐待状態になる以前からの子育て資源の活用、SOSの発信等、母子保健を中心とした啓発、風土ができていく環境があると、FGCが有効に活用できるのではないかと？

会議の成功率は？どの程度会議がうまく運ばれているのか？

会議の持ち方

家族関係から孤立している場合、"コミュニティ・グループ・カンファレンス"と言う形の方が現実的でないか

措置解除・一時保護に向けて家族の意識を高めたり家族の力をアセスメントする際に利用価値があるのではないかと？

FGCは1回で完結する難しさを感じるできれば同じメンバーで何回も繰り返して行い、定期的に行うことで、変化・効果が出てくるのではないかと？

地域で子どもを養育していくための支援を考えれば、友人や保護者の頼れる人を含め、フォーマルなサポート体制の内側に子のような人たちのインフォーマルなサポート体制を作るためのFGCとした方がわかりやすいのではないかと？

コーディネートしていく人の選び方が大切、どう選ぶかで問題の解決は近くなるのでは

FGCを使うときには再統合の時にイメージしやすい

家族が問題意識・当事者意識が持てるような事前の取り組み必要（面接等でどう返しているか？）

一時保護後とか施設退所時などのタイミングで行う

身体的虐待などで問題の構図が分かりやすいものの方が取り入れやすいものの方が取り入れやすいかも

メリット

ケースワーカーがコーディネートしないでの良いのは良い点、子どもの利益・安全に集中した関わりができる

実施することで機関が知りえない家族のキーパーソンが判明する事もあるかも。

文化・民族

1 文化的な違い

- (1)血縁蛇に対するつながりをもっと強い排他的
- (2)話し合いで決めていく(親族間で)という習慣が殆どない
- (3)話し合いの自己決定能力がどうか(日本人は依存性が高い = 「甘えの構造」が今もある)
- (4) (本人を含め) 自己主張をしない、議論をしない傾向

閉ざされた家族間での問題を親族にまで開くことで、家族の機能が強化される。

親族間の交流が希薄
子どもが希望する親族あるのか?
親族(受け入れを決めた)の責任犬、プレッシャーは大きいのでは、

決定事項に関する安全の担保やあずかり先の調査などはあるのか、何か事故の場合は責任は、

「親族(里親)がみる」という文化はどれくらい浸透しているのか(日本では一般的ではない)

FGCの合意というのは、参加メンバーのうちの誰かが子どもをみていくということなのか、事前に他の選択肢は提示されるのか

親族で誰も、子どもをみていくという人がいない場合には、どう進んでいくのか

コーディネーター ワーカーの専門性

- ### 3 ソーシャルワークの質
- (1)ワーカーの中立的立場がとれるか
 - (2)家裁との役割分担があるからSWの立場がとれている

日本ではファミリーグループカンファレンスに慣れた家族が少なく、前向きな提案ができる人が居ない、又仕切れる人が少ないのではないかと、

ファミリーの中のキーパーソンは、自然発生? FGCの後の機関との主たる窓口は誰?

日本にあてはめようとするなら、コーディネーターの役割はどこの誰がするのか

感想
FGCのコーディネータの力量
ex. 人を集めること
その場(話し合)のかじとり

FGCの初期には、責任追及や他者攻撃が起こり易いと考えるが、介入スキルのようなものはあるのか?

制度的問題

NQでは、ファミリーコートが最終判断を下すシステムが確立しているようなので、ワーカー等の福祉局への風圧が少なく感じる⇒日本だと児相が悪者

ファミリーが利用できる機関や施設等に関する情報は、どの段階で提供されるのか?

FGHを児童相談所が利用すれば、施設入所児童が減るのでは、

2 制度

- (1)親族に招集をかけても旅費を出してくれるわけでもなく集まらないと思う、
- (2)参加を拒否した倍罰則規定はあるのか、
- (3)家裁が処罰、分離を決定してくれるため、児相の負担は減少する

事例において、家族会議の際に資源の提示として施設等はなかったが、家庭内の資源が基本とは思いますが、施設自体は存在するのでしょうか?

施設にFSWを配置していく上で実際にどの位置(役割)をすれば良いのか、いずれにせよ親側、子ども側を理解していく必要があるが平常心をと思うが

NQの社会資源は?
施設・里親・・・?

方法

FGCに合意した計画についてどのようにモニタリング?
↓
(2年で、パーマメントフォスター)

F.G.C 内容

FGCを1回する時に、どのくらいの時間を使うのか?

FGCの過程で合意が得られない割合は?(1割)

FGCの前の事前情報提供するのか、事実確認がされているのか、決定内容を遵守しない場合どうなるのか?

今のDVDで仮に最初のFGCが両親しか参加しないという事もあるのか? そのような場合には・・・

FGCの開催までに関する 質問

FGC開催の案内は、どの程度の親族まで、どのようになされるのか?

初回のFGCの出席者は、誰がどのように決めるのか?

初回FGCは、早期開催が優先か?
メンバー構成(多くの参加)が優先か?

初回FGCの目的は事前に参加者に伝えられるのか?

初回に家族を厚める際にどのような方法を使うのか?
日本では親族が集まるのは冠婚葬祭の時だが、(集まる理由を正直に伝えているのか?)

どこまでの親族が集まり、どこまで拘束的な力がFGCにあるのか?

ビデオの感想

明るい音楽と内容（性的虐待）とのギャップ

導入のBGMが明るかった。

ビデオの続き、簡略化されたプロセスが気になる

家族が集まって感情にならず、モデルの映像にびっくりにしている。

誰かを責めない、犯人探しをしないというスタンスを徹底させていたことが印象に残った

会議やプロセスそのものが「家族によって支えられている」という印象を受けた

FGCへの疑問

日本では子どもの受け入れがこのようなスムーズに行かないのではないのか。

「家族の都合を最優先」は本当に可能なのだろうか。

この後の家族の再統合はどうなるかがどのくらい支障が必要なのかどうか？

親族の愛の再確認

親族しか入り込めない領域がある

支える人の存在パーマネンシー

当事者をとりまく親族の愛情が一番の支えになる

②話し合うという事が日本人は苦手なように思うのだが、個人攻撃にならないような理性的な話し合いが親族だけでできるのだろうか

疑問の具体例

④自分の意思を言語化できない小さい子供が被害者である場合はどうするのか

継続して開催する時、毎回同じメンバーで集まらなきゃいけないのか

養育費は出るのか（親族であすかると決めた時）

子どもはどうしたいか希望、意思を言わないのか（2本目のビデオ）

文化の違い

文化の違いを感じた。市町村で当事者参画協働型は現実的に難しい。

文化の違いもあるし、家族の実態に合わせた動きを取ることが日本では必ず難しい。話し合いも感情的にならず、子どもの安全を考えた進め方も難しい。日本は親族の中で孤立することを恐れ、話し合いまでもっていくことができない現状があると思う

家族の問題（親の精神）を抱えていくケースが多く当事者の拒絶、親兄弟を参画できるケースにつながらない

自分の問題を親族達に知られたくないという人は、どうすればよいか

システムについての疑問

複数人関わるのは必要なことだが、この話し合いに親族が参加してくれるならよいが、こういうシステムが整わなければならないのではないかと感じる。

①問題に関わる親以外の親族を同じ舞台の上に乗せる何らかのシステムが必要なのではないか

行政の係わりにおいてはは担当者の移動により関係が切れてしまうことがある。

日本の現状への疑問

性虐においては子どもの心理的ケアが大切で難しいため、市町村からははやく見相に送致するが、見相における子へのサポートもなされていないのではないかと、その後の子どもへのケアを手厚くする必要を感じた。

文化の違い

文化の違いを感じた。市町村で当事者参画協働型は現実的に難しい。

文化の違いもあるし、家族の実態に合わせた動きを取ることが日本では必ず難しい。話し合いも感情的にならず、子どもの安全を考えた進め方も難しい。日本は親族の中で孤立することを恐れ、話し合いまでもっていくことができない現状があると思う

家族の問題（親の精神）を抱えていくケースが多く当事者の拒絶、親兄弟を参画できるケースにつながらない

自分の問題を親族達に知られたくないという人は、どうすればよいか

FGC適応可能性

今回は性的虐待のケースであったが、市町村でも応用できる場面があると思う。例えば実母が精神疾患で入院し、子どもの処遇をどうするかといった場合等、できるだけ一時的保護をすることができるだけ一時的保護をみではなく、親族内で面倒をみてもらうことが望ましい。実母の多飲後も親族、地域で支援していきける利点がある。（親族・地域をできるだけ巻き込む）

最後のDVDを見て家族の中に1〜2人でも子を感じる気持ちの人が集まればファミリーグループ・ブカンファレンスの良い結果が得られそうに感じた

ビデオの中でFGCと里親とを比べる箇所があった。私も短期里親をしているが、FGCの方が望ましいと感じる。

家族の主体性に重きを置くことにより、細切れの支援ではなく長期展望のものとの支援が可能になる利点がある

FGCの構造と課題

感想・意見

無毒

家族と協働するためには、それを実現する構造とその構造の中で行われる家族同士の対話、援助者と家族の対話が大切に思った、両方ないといけない、日本では協働が緩やかな分、コラボレーター（協働的）な対話がとれただけで済むかが特に大切かもしれない。

家族に決定権があると言ってもリミナルな構造や拒否権も専門職やざいばいんしよにあるというのであるから、正確に言えば、法の枠組みの中にあるのははじめて生まれる対等性、協働、決定権と言うことになると思える。逆に言えば、この枠組みがあるから、家族との協働が成立すると考えられる。

家族の主体性を尊重するのだが、法的な枠組みにより歪むざるを得ず、ダブルバインドな構造がある。その構造により家族が責任を持ち取り組む姿勢が強まるのではないが。

操作1
構造を認定する段階での問題
・バナーナリズムも出るとの比較で語られた「操作」
・枠組みを作る時点でも起こりうる
・カンファの中でも言語がイのコミュニケーションが発生し（心理的レベルでのコミュニケーション）「操作」的に作用する可能性がある。

操作2
言語がイのコミュニケーションが意図的な場合、無自覚（意識外）でおこる場合がある。
（バナーナリズムモデル）
においては少なくとも意識的ではある）
裏面交流に無自覚な場合はその弊害はさらには大きいのではないか。

警察関係者がチームにきちんと組み込まれていてわかりやすい。

専門職ではなく、家族が悩む姿を見えすきりしただ。

家族だけが参加するミーティングでは「いかなる理由があっても専門職は参加しない」ということが説明された。これは専門職が参加すると、家族の物語ではなくて、専門職の物語という意味かもしれないが、ナラティブなアプローチでは、専門職と家族のコラボレーターという「真実」が構成されるというナラティブモデルを持っている。家族の主体的な物語は、専門職と家族がどのような物語を構成するかであり、「いかなる理由があっても専門職が参加しない」というのは、ちょっと言い過ぎではないか。

参加者に当事者意識が薄い場合極めな（極まな）ない人が存在するのでは、あるいは被害感が増強してしまったりする場合もあるのではないか。

「自由に家族で話して決めてください」というのは、カンファレンスに注目する専門家が（と）作った究極の専門的枠組みだろう。家族の健全さ、潜在的ストレングスに注目するために、相対的に、それに到達する必要がある。

ストレングスベース親族支援は、家族支援の異次元から有効！

ミーティングには（自助グループのような）ルールがある場合もですね。（親を責めないとか、批判しないと、子供のことを考えるとか）・・・これも、構造的ひとつですね。

カンファレンスのメンバーについて
虐待した人の家族・親族の参加についてどう考えるのか、メンバーは誰が、どのように決めるのか。

参加親族は誰が決め、それには拒否や自らは認められるのか？
虐待関係がある中で「家族だけ」で話し合わせてくれ」と言うのは、加害者が元の虐待関係の中で子どもを支配する常套句である可能性がある。FGCの文脈の中で話し合いをするか、やはり構造的な枠組みがどうなっているのか

理念としてはサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ（SoSA）と同じだと思いますが、SoSAが紹介されていないのは何か意味がありますか？FGCとSoSAの関連は？

FGCにおける、コーディネーターの役割について
①具体的な準備・日数・連絡など
②専門家として、どのように家族を支援するのか、当事者の意欲、力を引き出すための方法。

FGC開催まで、どのくらいの期間や方法で家族にアプローチしていくのか。

FGCの回数
話し合いの回数（期間）に限度はあるのか。

参加者の絞り込みを行って、最終的な参加者の決定は誰がするのか。
子どものアドボケートは必要か？
虐待した親のアドボケートの両方が必要では？
例はあるか？

結論が導き出されたプロセスは（VTRで紹介されてない）SW
はわからないです。どんな文脈（コンテキスト）でその結論が出たのかは重要だと思いますが、そのことは面接（SWへの報告）のテーマとならないのでしょうか？

親族がおせっかい的にかかわることで、親子の間に溝がさらに深まることはないのか？失敗例は？

FGCに到着前の家族との対話、家族内の話し合いはどのようにされているのでしょうか、やはりニュージージーランドなので、SoSAでしょうか。
FGCをもっとはやくに行うことはないのででしょうか。

コーディネーターは「子どもの福祉と安全が守られているならば」というのが、その班は誰はコーディネーターがするのか？

親子の交流再開に当たって親子関係評価アセスメントはどうなっているのか。

拒否権について事前に受け入れられないようかどうかを決めているのか？持ち帰るのか？

原相における枠の設定について、考えられること、どのような構造のもとに行えるか。
家族決定をした内容の列力をどうするか。

FGCを適用することで再発は減ったか？調査はあるか？

虐待による傷が大きい場合、その手当をしないと、FGCを行うことが治療的かわりに逆行する可能性はないか？

毒が強い

家族の中でどんな対話（ストーリーの構成）が行われているか、それはある程度、家族に委ねられるといった判断（家族etc）は、やはりあるのでしょうか、できる場合とできない場合・・・

専門職は、家族だけで話し合いの結果を受けるといえるが、話し合いの過程でおこっている心理的動機は異なるのではないか。

児童虐待の援助過程における
ファミリーグループ・カンファレンスの可能性
東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科
林 浩康 h-hayashi@toyonet.toyo.ac.jp

わが国・欧米・オセアニア先進諸国における動向

●現在欧米・オセアニア先進諸国では、意思決定過程への家族参画を目的としたファミリーグループ・カンファレンス（以下、FGCと記す）の導入と、親族里親の活用が活発化してきている。
一方、我が国では1990年代に「子ども虐待の発見」がなされて以降、10数年しかたっていない状況の中で、アセスメントや介入への関心が高まっているように思える。すなわちパターナリズム・モデル（表1参照）の構築過程にあるといえる。それは欧米・オセアニア諸国でそうであったように、当然のことである。こうした段階が成熟化し、その問題点が顕在化する中で、参画モデルへの認識や移行が可能となるといえる。

1. 問題意識

- ①パターナリズムと家族のオートノミー間の揺らぎ
- ②権利としての参画
- ③ソーシャルワーク・ポストモダン論の影響
- ④意思決定過程からの当事者排除→
専門職による当事者の無力化
- ⑤実践への寄与
- ⑥政策的要請
- ⑦専門職役割の再編成

1. 問題意識

①パターナリズムと家族のオートノミー間の揺らぎ……
家族のオートノミーの尊重と、家族へのパターナリスティックなかかわりのバランスをいかに図るべきか、すなわち専門職として何に対しパターナリズムが要求され、どういったことにおいて家族のオートノミーを尊重しなければならないのか。

援助者として子どもの利益を優先して親に対し強制的に介入しつつ、親と援助関係を形成することの必要性、親の意向を尊重しつつ子どもの安全を保障する必要性が求められる。社会福祉実践ではこうした矛盾やジレンマへの自覚が要求される。ときには強制、介入、敵対的かかわりが必要となる一方で、友好、協働、対等的かかわりの必要性もあり、それらのバランスはつねに議論的である。

②権利としての参画……「家族の意思決定への参画は決して専門家の行う実践のオプションやツールとしてではなく、それは人間としての権利である」「専門職に独占

された権限への挑戦」「専門職によって独占された意思決定過程に家族が適応を強いられる」「従来家族や地域共同体が所有していた権限をそれらから遠く離れた存在である機関職員が、専門家として行使することが社会的に行われてきた」→ソーシャルワークの一方法か、法的過程か

③ソーシャルワーク・ポストモダン論の影響……権力の脱中心化としての「協働」「参画」「エンパワメント」「ストレングス」……「専門職による客観的アセスメントという幻想」「専門職によるアセスメントや介入を強調した実践から、当事者と専門職の協働実践へとシフト」「従来家族や共同体が有していた権限を家族や共同体に返還するという考え方への転換」……協働に基づいた多様なインフォーマルな人々のかかわりの中での意思決定

④意思決定過程からの当事者排除→専門職による当事者の無力化……つながりの再生と養育計画立案に参画すること「誇りと自信の獲得」→エンパワメント（従来家族や共同体が有していた権限の委譲・返還による潜在的力の回復）・養育課題に向けた動機の高まり、当事者意識の向上、主体性の回復……回復できる潜在的力を誰もが有しているという考え方に基づき、その潜在的力を引き出す援助実践。このパワといえる潜在的力も具体的には、「自分の人生に影響を行使する力」「自分の価値を認め、それを表現する力」「社会的な生活を維持・統制するために他者と協働する力」「公的な意思決定メカニズムに関与する力」である。誰もが有しているこうした力を引き出すことを可能とする実践のあり方が具体化される必要がある。

⑤実践への寄与……アセスメントや調査技術の向上→適切な意思決定、核家族・拡大家族・インフォーマルな支え手へのかかわりの重要性（要請技術の変化）「パターナリズム・モデルは専門職による意思決定が最善であるという考え方に基づき、専門職によるアセスメントやニーズ理解を専門職の主たる役割として捉えてきた。しかしながら近年専門職による誤った意思決定を修正するための家族参画のあり方や、適切なアセスメントを行うためのアセスメント過程への家族参画の必要性について論じられている。」
「親族がソーシャルワーカーから子どもを守るための代弁者である必要性を感じている。」子どもの安全性への寄与……身近な養育の場としての親族里親、インフォーマルネットワークの活用→再虐待予防

⑥政策的要請（自活強制としての「参画」個人責任としての「エンパワメント」……ネオ・リベラリズム）

- ・資源の不足→自立の強制
- ・潜在的力を発揮できない状況

⑦専門職役割の再編成

・専門職としての「底つき感」……家庭外ケア児童数の増加、措置期間の長期化、ケア場所の変更

2. 参画の意義

- ◆ 当事者意識の促進
- ◆ 課題を抱えた者の排除ではなく、回復の促進
- ◆ 当事者間のケア意識の向上と自尊感情の回復
- ◆ 専門職との力の格差の是正
- ◆ 意思決定過程の民主化
- ◆ 従来の家族概念にこだわらない幅広いインフォーマルなつながりが、当事者にとっての安全基地となり当事者全体の回復を促進すること（家族とコミュニティの再生）
- ◆ 専門職によるケアのみならず、潜在的インフォーマルな支援者の効果的活用（親族里親の促進）
- ◆ 家族が「開く」ことによる再虐待の予防

図1 専門家と当事者との関係の違い

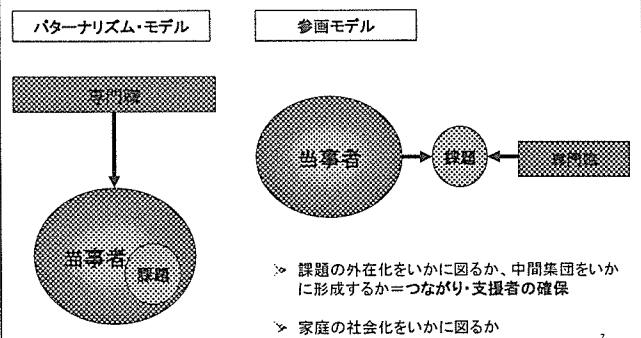


表1-① 思決定過程における当事者(家族)参画モデルとパターナリズム・モデルの比較

	パターナリズム・モデル	当事者(家族)参画モデル
1. 基本的考え方	専門家中心主義・権威主義 professionals as experts 連携、ネットワーク・専門職間のつながりの強調	当事者中心主義・柔軟主義 families as experts 協働、パートナーシップ・当事者参画の強調
2. ニーズの捉え方	ノーマティブニーズの尊重 (客観性・科学性・科学的知識の尊重)	フェルトニーズの尊重(主観性・体験的知識の尊重・科学性や客観性への懐疑)
3. 意思決定の主体	専門職	子ども・家族・親族
4. 専門職の主たる業務	介入・捜査(Investigation)・アセスメント	家族の意思決定支援
5. 解決モデル	伝統的敵対システム (traditional adversarial system)	非対立ケース解決 (non-adversarial case resolution)

- ◆ 被害者性・被害者が被害者としての認識をもつこと
- ◆ 加害者性・加害者が加害者としての意識をもつこと
- ◆ 当事者性・「私のこと」と認識すること
- ◆ 家族支援の対象・目的
主体性の回復→主体的側面への働きかけ→FGC
- ◆ 「問題ありとされる5%の行動に全ての注意を向けてしまい、その一方で社会的に容認できる95%の行動を見落としてしまう」

表1-② 思決定過程における当事者(家族)参画モデルとパターナリズム・モデルの比較

	パターナリズム・モデル	当事者(家族)参画モデル
6. 主たる実践の場	児童保護機関	中立的な場
7. 会議開催時の都合の優先	専門職の都合を優先	家族の都合を優先
8. 関係性	非対等・役割固定	対等・協働
9. 援助モデル	欠陥(病理)モデル	ストレングスモデル
10. アプローチ・主義	エビデンス・ベースド・リスク・ベースド・本質主義	ストレングス・ベースド・ナラティブ・ソリューション・フォーカスト・社会構成主義
11. 文化	専門職者文化(論理・科学的思考・理性・科学的知識・完璧志向)	セルフヘルプ文化(物語的思考・感情・スピリチュアリティ・体験的知識、「完璧でなくてもいい」)
12. 付与されるもの	スティグマと無力感	誇り・自尊感情・意欲

児童虐待における我が国の家族支援は、基本的に専門職による意思決定を尊重したパターナリズム・モデル(参照:表1)に依拠しているといえる。子どもの安全性を考慮すると、家族へ介入せざるを得ない一方で、こうしたモデルは家族や子どもが援助対象化されやすく、それらの主体性を醸成することが困難である場合が多い。そのため家族の主体的な課題対応に向けた取り組みを阻害することもある。概して虐待加

害者とされる親は自己肯定感や自尊感情が低く、将来に希望をもち主体的かつ意欲的に生活していくことが困難な状況にあり、自らの当事者性や子どもへの共感性が欠如しているといえる。家族支援の目的を、当事者の自己肯定感や自尊感情に基づいた共感性や主体性の回復と捉え、現在の支援システム自体そうした目的と矛盾する面がある。人間の主体性、意欲、自尊感情、共感性といったものは環境との相互作用を通して構築されるといえる。したがって当事者がなんらかの相互的つながりの中で、それらを回復する手段を模索することが、実践における重要なテーマである。

・家族支援の対象は課題の深刻化に伴う、家族員個々の精神的剥奪状況(精神的レジリエンスの喪失状況)である。家族支援の目的は個々の家族員が精神的剥奪状況から回復を図り生活を再生し、家族が家族員全ての人権保障の場となることである。精神的剥奪状況とは、自尊感情の喪失に伴う自己否定感や主体性の欠如による生活意欲の喪失を意味する。→主体性の回復→主体的側面への働きかけ→FGC

・「パターナリズム・モデル」では専門職がアセスメントの結果を踏まえて意思決定を行うという考え方に基いており、あくまでも意思決定の主体は専門職である。当事者の意向は反映させるが、「ノーマティブニーズ」が優先される。主たる実践の場は専門職が所属する機関であり、当事者にとって馴

・FGDM 共通理念①

(Center for Community Partnerships in Child Welfare 2002:3)

1. あらゆる家族はストレスを有する。
2. 家族は尊敬と敬意をもって扱われる必要がある。
3. 家族は子どもの安全を維持するために、十分な情報が与えられれば意思決定することができる。
4. 家族は意思決定やプランの作成に向け、励まされ支えられる。
5. 家族が意思決定にかかわれば、結果が改善する。
6. ストレngth・アプローチは欠陥モデルに代わって活用される。
7. チーム・アプローチは変化に向け積極的解決策を生み出す。
8. あらゆるチームのメンバーと機関職員は家族にとって開かれ、誠実であるべきである。
9. 家族自身が従来の家族概念を超え、その構成メンバーを決定できる。
10. 家族ミーティングが活用されれば、養育計画は改善する

10

・FGDM 共通理念④

(Wilcox, Smith and Moore et al. 1991)

1. 子どもの虐待に熱心にかかわろうとするのは血縁関係にある親族である。
2. 子どものために最大限貢献しようとするのは親族である。
3. 家族のダイナミクスを熟知しているのは親族である。
4. 家族はワーカーが決して知り得ない情報を把握している。

13

・FGDM 共通理念②

(Walker et al. 2000:24)

1. 家族は自分たちの課題を自分たちで解決することを望み、家族自身で力を有している。
2. ソーシャルワーカーがストレスを明確にする技術を十分有しておれば、家族は課題に対処できる。
3. 家族はよい結果を得るのに必要な知識を有している。
4. ソーシャルワーカーは自分たちが扱われたいように家族を扱えば、家族はよい結果を得る可能性を高める。
5. 我々は家族の決定を支え、実行可能な解決策が展開されるまで、家族の試みを支え続けることが必要である。
6. 家族が求める資源を提供する必要がある。

11

・クライアントの権利

(Biehal, Nina and Sainsbury, Eric (1991) From Values of Rights in Social Work, British Journal of Social Work, 245-257.)

- ◎ ワーカーの役割や権限について知らされること
- ◎ 遮られることなく、話しを聴いてもらうこと
- ◎ 法律に規定されたときや、介入がなされる以前における必要なアセスメントを除き、問題の調査に関して合意を求められることや、その調査自体を拒否すること
- ◎ 他人の権利と衝突する場合や法律による介入を除き、介入に関して合意を求められることや、それを拒否すること
- ◎ 選択するときに必要な情報を提供されること
- ◎ 目的、課題、いい結果を意味する基準の明確化過程の共有
- ◎ 他人の権利と衝突する場合を除き、自分たちのことに関して何を話され、記録されているかを知ること、記録を公開されること、援助専門職の討議に参加すること

14

・FGDM 共通理念③

(Worner 2003:444)

1. 家族との意思決定責任の共有
2. 専門職としてではなく、パートナー、協力者としてのワーカーの役割
3. 十分な合意に基づいた意思決定
4. 文化、伝統、参画者のニーズをより反映した過程や意思決定
5. 家族構造ではなく、家族関係の質の強調
6. 家族を構成する幅広い人々へのかかわり
7. 親族ケアの価値への認識
8. 問題に焦点を当てるのではなく、解決法に焦点を当てること
9. 子どもへの不適切さを調査するモデル (investigative model) の代替策
10. 子どもの不健全な環境よりむしろ社会的支援体制に焦点を当てている

12

4.FGCの基本的概念

(1) FGCについて

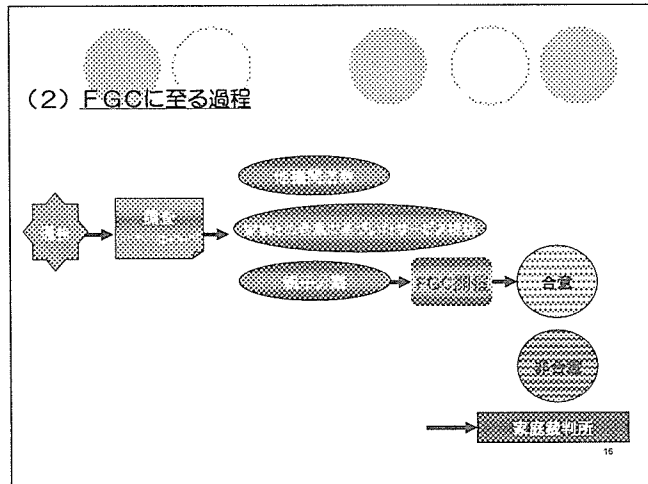
- ◎ FGCはそれまで見過ごされてきた拡大家族を中心としたインフォーマル・ネットワークの潜在的力を活用し、拡大家族がソーシャルワーカーをはじめとする専門職とともに、子どもが安全かつ安心できる環境で養育され、子どものパーマネンシーを保障するための必要事項を話し合う公式の会議である。従来の専門職が中心となった意思決定、あるいは受動的な家族のケース会議への出席と違い、家族が意思決定に積極的にかかわり、家族が中心となって話し合い養育計画を作成する。子どもの養育責任は主として家族にあり、児童保護機関がパートナーとして家族を支えながら家族が意思決定に積極的に参画することで家族はエンパワされ、子どもの養育責任の自覚を促すことができるという考えに基づいている。¹⁵

4.FGCの基本的概念

(1) FGCについて

FGC過程は3つの段階に分かれている。すなわち(1)情報共有段階 (Information Sharing)、(2)私的討議段階 (Private Deliberation)、(3)合意段階 (Agreement) の3段階である。また FGC 開催に向けソーシャルワーカーとは別にコーディネーター (注1) が、児童保護機関に配置されており、その主たる職務はFGCの召集とその進行である。コーディネーターは専門職と家族にとって中立的立場にあり、基本的には子どもの弁護者としての認識をもっている。FGC

への家族の出席の目的は意思決定過程への参画と、養育計画作成にかかわることである。コーディネーターはそうしたことを促進する専門職であると捉えられる。家族をアセスメントしたり、個人的見解を家族に伝えたりすることは行わず、あくまでもFGCの召集にかかわる業務のみに徹することとなっている。所属機関に関しては議論が分かれるところである(注2)。



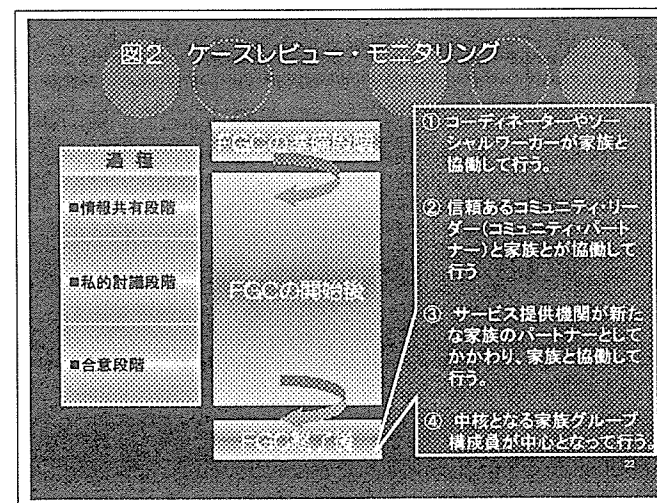
(3) FGCの3段階
①情報共有段階 (Information Sharing)、②私的討議段階 (Private Deliberation)、③合意段階 (Agreement)の3段階である。またFGC開催に向けソーシャルワーカーとは別にコーディネーター(注1)が、児童保護機関に配置されており、その主たる職務はFGCの召集とその進行である。コーディネーターは専門職と家族にとって中立的立場にあり、基本的には子どもの弁護者としての認識をもっている。FGCへの家族の出席の目的は意思決定過程への参画と、養育計画作成にかかわることである。コーディネーターはそうしたことを促進する専門職であると捉えられる。家族をアセスメントしたり、個人的見解を家族に伝えたりすることは行わず、あくまでもFGCの召集にかかわる業務のみに徹することとなっている。所属機関に関しては議論が分かれるところである(注2)。

(注1)
コーディネーターがFGCの準備をし、当日の進行も担当するというあり方に対しその中立性という観点から疑問を抱き、アメリカのいくつかのカウンティではそれらの機能を別の者が担当している。すなわちコーディネーターは準備役割に徹し、当日の進行役はケースや家族・専門職に馴染みのないファシリテーターが担当し、より中立的に会議を運営するよう配慮されている(Merkel-Holguin 1998b:5)。またいくつかのカウンティでは、ファシリテーターが当日までのコーディネートも当日の進行も行っているが、ファシリテーターが地域で一定の研修を受けたボランティアが担っている。コーディネーターやファシリテーターの所属機関や役割、あるいは専門職かボランティアかといったことはオセアニア、欧米諸国によってさまざまである。ニュージーランドではコーディネーター、ソーシャルワーカーなどには、(3)合意段階において、家族の作成した養育計画に対する拒否権を有している。

(注2)
コノリーはコーディネーターの位置付けに関して、ワーカーと同じ政府機関にいるコーディネーターが家族と機関との交渉を中立的かつ独立した立場でうまく遂行できるのか議論が必要としている。また家族がソーシャルワーカーとコーディネーターの役割を分別することが困難な場合があるとも論じている(Connolly 1994:93, Holland et al. 2003:20)。コノリーの指摘するように、家族にとっても児童保護機関から独立した、より中立的立場にある者の方がかかわりやすいともいえる。コーディネーターの所属機関に関しては現在なお議論が継続している。たしかに専門職と家族との中立性を維持しようとするれば、現在のようにソーシャルワーカーと同機関に所属していると、その維持は困難であろう。しかしながらコーディネーターは家族、子ども、調査者や国家の代理人との調整、合意段階での役割が期待されており、こうした役割を担う者が児童保護機関内に存在することの意義はあるとされ、その位置付けに関しては意見が分かれるところである(Maxwell and Morris 1992:13)。

表2 FGC過程と内容

過程	内容	FGCの準備段階
情報共有段階	① 自己紹介をする ② コーディネーターによるFGCの目的や過程、法的権利等の説明 ③ ソーシャルワーカーによるケース説明:子どもや家庭に関する情報 ④ その他の専門家(心理カウンセラー、弁護士、教員、医師、保健師その他)によるこれまでの関わり状況の説明および各種専門分野に関する情報の提供、多様な参画の尊重	FGCの開始後
私的討議段階	① 家族のみで情報を共有、共通理解を促進、多様な参画の尊重 ② 家族の意思決定:例えば、今後の子どもの生活場所、目標、子どもと親が必要とする支援内容、親の子どもへのアクセス方法、養育計画実施に関するモニタリングやそのレビュー方法などを整理、検討する ③ 家族のみでの養育計画の決定:家族の要請がない限り、専門家はそのセッションには参加しない。あくまで最終決定は家族が行う。	FGCの開始後
合意段階	① コーディネーターが、家族によって決定された養育計画を参加メンバーに提示する ② 専門家からの養育計画案に対するコメントやアドバイスも参考にする ③ 最終的な養育計画案に対する合意をする ④ 合意が得られない場合には、再度FGCが召集されるかあるいは家庭裁判所に送致される ⑤ ケースレビューやモニタリングの方法を検討する ⑥ 最終的に合意された計画、決定事項を整理し、参加者全員のコピーを配布する	FGC終了後



コーディネーターの留意事項
① FGCの準備段階
・長期にわたり疎遠になっていた人々が集うFGCの居心地の悪さを予防する方法について考える必要がある。お互いに怒りを抱えている場合緊張感がある。当初の堅苦しさをやわらげるには飲食物を提供することが効果的である。
・専門職にFGCの意義を十分に理解してもらわないと過程が混乱させられる。家族が主体であり、意思決定権は家族にあること、そのために専門職はどういったスタンスでかかわる

かについて意識を共有する必要がある。

②FGC開始後

- ・あらゆる出席者は互いに自己紹介し、FGCの意義、ここに集う目的などを共有する必要がある。専門職は家族や子どもに関する情報を簡潔に提供する。家族が意思決定するために十分な情報が必要である。
- ・家族が専門職に質問することは家族にとって容易なことではないが、家族が質問することは家族のエンパワメントに貢献する。
- ・専門職による情報提供は専門用語や法律用語を使わず、わかりやすいことばを使う。
- ・家族の役割は子どもの養育に関する意思決定責任を引き受けることである。しかし家族だけで話し合うことに不安や怒りを感じる家族もあり、専門職の支えが必要な場合も考えられるが、基本的考え方として、家族にとって家族外の人がかかわることは家族の話し合いを妨げるという認識が必要である。家族外の人々のかかわりは率直な語りや、正確な情報を伝えることを阻害すると考えられている。率直な語りや正確な情報は家族の意思決定において極めて重要である。
- ・出席者が親のみのFGCでは家族のみの話し合い時間は必要ないと思われるが、やはりそれは必要である。専門職がいない中で家族だけで十分に議論する時間は非常に有意義である。
- ・懇意にしている友人や牧師でも他人の家族課題に真剣に向かい合うことは困難である。しかし例外的に家族外の友人が家族の話し合いに加わることは考えられる。
- ・家族で話し合う部屋、家族外の人が待機する場、さらに家族が別れて話し合うことができるための部屋が必要である。
- ・FGCは子どもの安全な生活のあり方を考える場であって、子どもに関係のない大人の未解決な課題について話し合う場ではない。
- ・家族は必ずしも子どもにとって最善のことができるとは限らないという批判がFGCに向けられる。まさにそうであるが、それは専門職に対しても向けられる批判である。要は家族の思いをいかに意思決定過程に反映させるかということであり、専門職が全くかかわらないということではない。

③FGC終了後

- ・モニタリングやケースレビューにより計画が実施されていないということが明らかになった場合、FGCを再招集する。
- ・導入された1990年当時モニタリングへの認識が欠如しており、FGCでの決定事項が実施されておらず、レビューもされず、家族・親族メンバーが不明確で個人々がFGCにかかわる責任を誰も取らなかったということが論じられている(Robertson 1996:57)。機関がモニタリングにかかわることは必要である。

5.FGCの原型

● 事例概要

● 考察

※配布資料

23

5. FGCの原型

・事例概要

9歳のスーザンが継父により身体を傷付けられたことが、学校から福祉機関に通告された。本児については以前児童保護機関に通告されていなかったが、学校はスーザンが家庭で虐待を受けているのではないかと疑いをもっていた。このときその傷は相当深く、腕を骨折していた。スーザンはマオリ族の母親、白人の継父、2歳年下のきょうだいと暮らしていた。初期アセスメントにより、スーザンは一時的に地方に住む母方のおばの元で生活することになった。

さらに調査の後、スーザンは政府機関のケアと保護を受ける必要があり、母親も娘の家庭での安全について心配していることが明らかになった。スーザンと継父の関係はよくなかった。そしてここ数ヶ月とくに悪化していた。ソーシャルワーカーは家族へのかかわりの必要性を感じ、スーザンの拡大家族やより広範囲の親族集団のメンバーを調査した。スーザンの母方の家族はマオリ族であった。部族の住む地域からは遠く離れていたが、ニュージーランド北部に住む拡大家族とは強い絆を維持していた。母親の3人の姉妹とその家族は地方に住んでいた。スーザンの実父は白人で地方に住んでいた。

ソーシャルワーカーは家族ミーティングを準備し、スーザンのケアのあり方について話し合うために家族を招待した。政府機関と家族が住んでいる場所のほぼ中間に位置する中立的場所で会うことになった。 ソーシャルワーカーは白人だったので、会議に文化面でのコンサルタントを招待した。 コンサルタントは同じ部族のマオリ族の男性で母方の家族である。 彼は文化的儀礼を尊重するようソーシャルワーカーとともにかかわった。

その会議はまずマオリ語と英語によることばで歓迎の辞が述べられた。母親は3人の姉妹と白人である彼女らの夫とともにやって来た。スーザンの実父も出席した。ソーシャルワーカーはミーティングに呼んだ理由、調査の過程とその結果について説明した。それらは最低限のものであったが、親族は質問するよう促された。親族はためらっていたので、ソーシャルワーカーは戸惑いを明らかにした。そして文化面でのコンサルタントと相談し、彼とソーシャルワーカーは親族が直面している課題を整理したり、私的な会話を引き出したりするよう支援した。姉妹の一人が「あなたたちはここを離れるべきだ。ここにあなた方はいてほしくない」と叫び、コン